

○出張業務を行う場合の被施術対象者に関すること

理容師、美容師が行う出張業務に関して、「出理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象について（平成28年3月24日付生食衛発0324第1号厚生労働省生活衛生課長通知）」により、次のとおり具体的な条件が示されました。

【国通知の内容（抄）】

- 1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。
 - (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
 - (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

【参考条文】

理容所又は美容所以外の場所で業務を行うことができる場合

○ 理容師法施行令第4条及び美容師法施行令第4条（政令）

理容師（美容師）が法第6条の2（法第7条）ただし書きの規定により理容所（美容所）以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者に対して理容（美容）を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容（美容）を行う場合
- 三 前2号のほか、都道府県が条例で定める場合

○ 理容師法施行条例第4条及び美容師法施行条例第4条（都条例）

理容師法施行令（美容師法施行令）第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 山間部等における理容所（美容所）のない地域に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
- 二 社会福祉施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
- 三 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に施術を行う場合